

令和3年度第4回さいたま市大規模小売店舗立地審議会会議録

- 1 開催日時 令和4年1月20日～2月4日（書面開催）
- 2 開催場所 ー
- 3 出席者名 坂本会長、渡邊副会長、青木委員、樋口委員、園田委員
- 4 欠席者名 ー
- 5 会議の公開・非公開の別 非公開
情報公開条例第23条第3号のため（公開することにより新型コロナウイルス感染症のおそれがあり、当該会議の適切な運営に支障が生ずるため）
- 6 次第
 - (1) 議事
8条4項に基づく意見審議について
・（仮称）榊引町小売店舗（法第5条第1項：新設届）

【議事概要】

(1) 議事

【8条4項に基づく意見審議について】

① （仮称）榊引町小売店舗（法第5条第1項）新設届について

事務局からの審議資料（届出の概要の説明）及び庁内連絡会議における審議内容結果（特に意見を付する必要無し）資料を送付し、下記のとおり、8条4項に基づく「意見審議」を書面にて行い、意見回答を募った。

なお、意見には関わらないが、その他懸念事項等として記載があったものについて、事務局としての回答を付記する。

(坂本会長) 意見無し

小売店者が未定（食料、雑貨等）であるが、店舗面積が1,800㎡ということで、ピーク時の来店台数が86台と一定の需要があるにもかかわらず、入退店の道路にセンターラインがなく、自動車等の錯綜など安全性の低下が懸念される。一方で、北側住宅地からの利用を抑制するための駐車場出入口に角度を付けて設置するなどの対策も確認できる。道路幅員を確保する歩道整備もされるようであることから、特に開店時には十分な交通の安全性を確保できるように、ガードマン等の誘導を確実にしていただきたい。

(道路幅員、道路構成が図面から正確に読み取れないため、セットバックによって6mになるとの認識での意見ですが、)特に4tクラスの搬入車両とのすれ違いなどには、確実な安全確保をお願いしたい。

周辺に大規模な既存店舗があるが、交差点需要率及び無信号交差点の遅れの推定からは、交通渋滞などの周辺環境の悪化は許容範囲だと判断できる。ただし届出書類における経路図・建物配置図では、店舗西側の「渋谷ビル平面駐車場」の出口が当該店舗の西側道路へ接続している。他店舗の駐車場ではあるが、渋谷ビル平面駐車場を経由して当該店舗の駐車場への入店、または退店などの混乱が無いような誘導について、事前に確認、検討を行っていただきたい。

(事務局) 設置者に伝えます。

(渡辺副会長) 意見無し

夜間予測地点bは住宅地に非常に近接しています。今後、住民の方から申し立て等があった場合は、適切な対応をお願いいたします。

(事務局) 設置者に伝えます。

(青木委員) 意見無し

住民意見でも複数意見が寄せられていますが、隣接する他店舗駐車場からの右折出庫車両と当該店舗の来店車両の動線が交錯することが予測されます。店舗建設中の周辺環境を視認したところ、店舗入口前の道路は幅員が狭く、車両1台と歩行者1人が並行して通行する際、車両は徐行を余儀なくされている状況でした。店舗完成後はもう少し道路が拡張されることですが、他店舗駐車場からの出庫車両と当該店舗来店車両がすれ違う場合には、困難な場面も生じるのではないかと予想されます。

開業後しばらくは道路の渋滞や危険性等の現況把握に努め、必要に応じて交通整理員を配置する時間帯を増やしたり、隣接店舗との協議を行うなど、柔軟な対応をお願いいたします。

(事務局) 設置者に伝えます。

(園田委員) 意見無し

通い箱利用、過剰包装をしない、魚のアラを飼料に、油を石鹼になどの取組は廃棄物を減らす大変良い取組だと思いますので、是非進めて、さらに工夫を重ねてほしいと思います。また、食品ロスを減らすことと、レジ袋については有料化を是非検討してください。

また、客に対しても互いに無駄を出さないための呼びかけをお願いいたします。

(事務局) 設置者に伝えます。

(樋口委員) 意見無し

※以上を踏まえ、当該届出における店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、意見を付す必要はないということに決まった。